



大阪労働局発表  
平成26年10月30日

担  
当

大阪労働局総務部  
労働保険適用・事務組合課  
  
電話 06 - 4790 - 6352

## 11月は「労働保険適用促進強化期間」です！

### — 集中的な広報活動など未手続事業一掃対策を実施 —

厚生労働省においては、労働保険(労災保険・雇用保険)の未手続事業の一掃を図るため、11月を「労働保険適用促進強化期間」と定め、全国で集中的な適用促進活動を展開します。

大阪労働局(局長 中沖 剛)においても、労働保険の未手続事業の一掃対策を最重点課題として、年間を通じて取り組んでいます。本期間中については、労働保険制度のより一層の理解・周知を図るための広報活動を展開するとともに、未手続事業主への個別訪問による手続指導を集中的に実施します。

#### 1 実施期間

平成26年11月1日から平成26年11月30日までの1ヵ月間

#### 2 実施事項

##### (1) 未手続事業主に対する個別訪問による手続指導の実施

労働保険未手続事業主に対して、大阪労働局職員による個別訪問等により、集中的な手続指導を実施する。

なお、自主的に労働保険成立手続を取らない事業主に対しては、職権による成立手続を積極的に実施する。

##### (2) 各種団体への協力依頼の実施

事業主団体、労働保険事務組合及び府・市区町村等に対して、各機関が発行する広報誌やホームページでの労働保険加入に関する広報の依頼、適用促進周知ポスターの掲出、リーフレット等の配布依頼を行う。

##### (3) 大阪労働局ホームページへの積極的なアクセス働きかけ

局のホームページ(厚生労働省ホームページへのリンク含む)内に労働保険制度全般に関する詳しい説明や手続案内のページを設けているので、ホームページアドレスを広く周知し、閲覧を呼びかける。

閲覧手順

大阪労働局HP(<http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>)⇒トップページ下部バナ  
ー広告「労働保険」⇒厚生労働省HP「労働保険制度(制度紹介・手続案内)」

# 労働保険に 入っていない経営者に、 人を雇う資格はありません。

社員が災害にあった場合、労働保険に入っていないと想像以上の負担が会社にかかる可能性があります。労働保険は、社員とその家族だけでなく会社も守る保険です。正社員、派遣、パート、アルバイトに限らず、ひとりでも雇ったら労働保険に入る。それが、経営者の義務であり責任です。



- 労働者とその家族の生活の安定・安心のために、事業主には労働保険に加入する義務と責任があります。
  - 加入手続きを行うよう指導を受けたにもかかわらず、手続きを行っていない事業主には、追徴金を徴収される場合があります。
  - 手続きを行っていない事業場で、労働災害が発生した場合、保険給付に要した費用を徴収されることがあります。
- 労働保険について詳しくは、都道府県労働局、労働基準監督署及びハローワークへご相談ください。

◎厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp>

労働保険 検索

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所・(一社)全国労働保険事務組合連合会・全国社会保険労務士会連合会

雇ったら入るのが、経営者の資格。

# 労働保険